明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（国土交通一二七七～一二八四）　一
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（同一二八五～一二九一）　三
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（同一二九二）　四
○小型特殊自動車の型式を認定した件（同一二九三～一二九八）　四
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（同一二九九）　四
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
独立行政法人平成二十三事業年度財務諸表（大学入試センター・労働者健康福祉機構）、司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分・災害弔慰金等の支給に係る弁護士費用の立替事業に関する規則制定、特定計量器型式承認、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫関係　三〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六二
会社その他
会社決算公告　六六

告示

○国土交通省告示第千二百七十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年六月十三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十一月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－1002	一酸化炭素等発散防止装置　コマツ　ＳＡＡ６Ｄ１２５Ｅ－６－Ａ	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：16.0kPa	株式会社　小松製作所　東京都港区赤坂二丁目３番６号

○国土交通省告示第千二百七十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十一月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付されることがある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｎ－1184	騒音防止装置　日野　01－Ｎ04Ｃ－11	トヨタ　ＴＤＧ－ＸＺＵ＊＊＊＊、トヨタ　ＴＫＧ－ＸＺＵ＊＊＊＊、日野　ＴＤＧ－ＸＺＵ＊＊ＺＵ＊＊＊＊、日野　ＴＫＧ－ＸＺＵ＊＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊞Ｇ－2398	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｎ04Ｃ－7	トヨタ　ＴＤＧ－ＸＺＵ＊＊＊＊、日野　ＴＤＧ－ＸＺＵ＊＊＊＊	〃

○国土交通省告示第千二百七十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十一月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付されることがある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｎ－1139	騒音防止装置　いすゞ　234＊＊	ＱＫＧ－ＬＶ	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第千二百八十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十一月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎